

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	都市整備局住宅部管理課（入居契約） (06-6208-9264)
処分担当名	都市整備局住宅部管理課（入居契約）
処分の名称	解雇された派遣社員等に対する公営住宅・改良住宅の使用許可
概要	本市では、市営住宅及び住宅附帯駐車場を本来の施策対象である低額所得等の住宅困窮者に提供する以外にも、管理に支障のない範囲で、一定の資格を有する者について、法令に基づく行政財産の目的外使用を認めています。 昨今の厳しい経済状況や雇用失業状況を踏まえ、解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により社宅や寮等の住宅（以下「社宅等」という。）の退去を余儀なくされ、緊急に住宅確保を必要とされている方に対応するため、若年単身者その他市営住宅の入居資格を有しない方も含め一定期間の期限付きの入居措置を希望する方が公営住宅等を使用する場合には、法令・要綱等に基づき、入居申込にかかる申請書を提出して、使用許可を市長から受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 解雇された派遣社員等への市営住宅活用実施要綱 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202406.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202406.html</a> )
審査基準	次の入居者資格を満たしていること。 1 解雇等により社宅等の退去を余儀なくされている者であること（ただし、当該社宅等を退去した日から1月を経過していない者を含む。） 2 前項の社宅等が本市の区域内にある者、又は解雇等（解雇等の予告を含む。）された事務所若しくは事業所（解雇等された者が実際に就労していた事務所又は事業所（解雇等の予告を受けている者にあっては、その者が現に就労している事務所又は事業所））が本市の区域内にある者であること 3 市長が適当と認める保証人があること 4 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと  なお、同居できる者は申込者の親族に限る。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	大阪市営住宅募集センター募集担当
提出時期	隨時
提出方法	所定の申込書を記入し、大阪市営住宅募集センター募集担当へ提出してください。 (後日、入居者資格を証明する書類の提出が必要となります。)
手数料	なし
相談窓口	大阪市営住宅募集センター募集担当
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/000028487.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/000028487.html</a>
備考	